





| システム4       |   |
|-------------|---|
| ①システムの名称    | システム基盤(市中間サーバー)   |
| ②システムの機能    | <p>札幌市のシステムであり、中間サーバー・プラットフォーム(※)と庁内各業務システムの間に立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などが、庁内の各業務システムに与える過剰な負荷などの影響を吸収する。また、システム間で情報の受け渡しをする際に、フォーマットやコードを変換する。</p> <p>1 サーバー・プラットフォームとの情報連携<br/>           中間サーバー・プラットフォームと連携して、符号取得、情報転送、情報照会を行う。</p> <p>2 フォーマット・コード変換<br/>           中間サーバー・プラットフォームへの連携を行う場合や庁内各業務システムへの連携を行う場合に、データを受け取ることができるように、データのフォーマットやコードの変換を行う。</p> <p>3 システム基盤(団体内統合宛名)との情報連携<br/>           中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必要となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤(団体内統合宛名)から取得する。</p> <p>また、庁内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、団体内統合宛名番号を庁内各業務システムで管理している番号へ変換する。そのため、システム基盤(団体内統合宛名)から庁内各業務システムで管理している番号を取得する。</p> <p>4 各業務システムとの情報連携<br/>           中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を庁内各業務システムとの間で連携する。</p> <p>※中間サーバー・プラットフォーム…自治体中間サーバー(本市の「市中間サーバー」を含む。)のハードウェア部分。地方公共団体情報システム機構が整備・運用する中間サーバーの拠点。<br/>           (参考)<br/>           中間サーバー・ソフトウェア…自治体中間サーバー(本市の「市中間サーバー」を含む。)のソフトウェア部分。番号法令に基づく、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携等を実施するため、地方公共団体からの特定個人情報の照会、及び地方公共団体による特定個人情報の提供やそれに付随する業務を行うアプリケーション(プログラム)群のこと(ハードウェアは含まない。)</p> |
| ③他のシステムとの接続 | <p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 中間サーバー・プラットフォーム、システム基盤(団体内統合宛名、個人基本)、庁内各業務システム )</p>  |

| システム5       |   |
|-------------|---|
| ①システムの名称    | 中間サーバー・プラットフォーム   |
| ②システムの機能    | <p>国のシステムであり、情報提供ネットワークシステムやシステム基盤(市中間サーバー及び団体内統合宛名)とデータの受け渡しをする。また、符号の取得や特定個人情報の照会・提供の機能を有する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 符号管理<br/>符号と団体内統合宛名番号とを紐付け、その情報の保管・管理を行う。</li> <li>2 情報照会<br/>情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の照会や照会した情報の受領を行う。</li> <li>3 情報提供<br/>情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会の要求を受け付けて特定個人情報を提供する。</li> <li>4 既存システムとの接続<br/>システム基盤(市中間サーバー)と情報照会の内容、情報提供の内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携を行う。</li> <li>5 情報提供等記録の管理<br/>特定個人情報の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</li> <li>6 情報提供データベース管理<br/>特定個人情報を副本として、保持・管理を行う。</li> <li>7 データの送受信<br/>情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム(※))と情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携を行う。</li> </ol> <p>(※)インターフェイスシステム…情報照会者や情報提供者とコアシステムを接続するシステム<br/> &lt;参考&gt;コアシステム…符号の生成・情報連携の媒介・情報提供記録の管理の3つの機能を持つシステム</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>8 セキュリティ管理 <ol style="list-style-type: none"> <li>①特定個人情報の暗号化及び復号を行う。</li> <li>②送信するデータに対して署名(そのファイルの正当性を示すデータ)を付与する。</li> <li>③送信するデータ等に付与されている署名の検証を行う。</li> <li>④データの暗号化や複合に必要となるデータ暗号化鍵の管理を行う。</li> <li>⑤情報提供ネットワークシステムから受信したマスター情報(システムを利用するためにあらかじめ登録が必要な基本的な情報)の管理を行う。</li> </ol> </li> <li>9 職員認証・権限管理<br/>中間サーバー・プラットフォームを利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づく各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。</li> <li>10 システム管理<br/>バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</li> </ol> |
| ③他のシステムとの接続 | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム<br><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム<br><input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム<br><input checked="" type="checkbox"/> その他 ( システム基盤(市中間サーバー) )   |
| システム6       |   |
| ①システムの名称    | 住民基本台帳ネットワークシステム  |
| ②システムの機能    | <p>国のシステムであり、住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるもので、次の機能を有する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本人確認情報検索<br/>端末に入力した4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</li> <li>2 機構(※)への情報照会<br/>全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</li> </ol> <p>※機構…地方公共団体情報システム機構のこと。地方公共団体情報システム機構法に基づく地方協働法人。住民基本台帳ネットワークシステムの運営、総合行政ネットワーク(LGWAN)の運営、個人番号カードの作成業務、地方公共団体の情報化推進、情報セキュリティ対策への支援及び人材育成への支援を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3 本人確認情報整合<br/>本人確認情報の内容について、都道府県知事が都道府県サーバーにおいて保有している本人確認情報と、機構が全国サーバーにおいて保有している本人確認情報とが整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。</li> </ol>  |
| ③他のシステムとの接続 | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム<br><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム<br><input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム<br><input type="checkbox"/> その他 ( )  |

|                                   |  |
|-----------------------------------|--|
| <b>3. 特定個人情報ファイル名</b>             |  |
| 母子保健情報ファイル                        |  |
| <b>4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由</b>       |  |
| ①事務実施上の必要性                        | 番号法の改正により、母子保健法による健康診査に関する情報については、番号法第19条第7号の規定により、他の自治体から情報照会があった場合には、情報提供ネットワークシステムを使用して情報提供を行う必要があるため、これらに対応するために個人番号を利用する。<br>個人番号を利用することにより、個人の特定、個人の宛先等の突合の正確性が向上し、対象者の状況に応じて個別に受診勧奨の文書を発送するなど、事務の効率化を図ることができる。また、同一の個人に実施した各種母子保健事業の情報を適正に管理することが可能となる。 |
| ②実現が期待されるメリット                     | 個人番号を利用することで、番号法第19条第7項の規定による他の自治体からの情報照会に対して円滑に対応することができる。また対象者の状況に応じて個別に受診勧奨の文書を発送するなど事務の効率化を図ることができる。   |
| <b>5. 個人番号の利用 ※</b>               |  |
| 法令上の根拠                            | 番号法第9条第1項 別表第一の49の項<br>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条  |
| <b>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b> |  |
| ①実施の有無                            | [ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</span>   |
| ②法令上の根拠                           | 番号法第19条第7号及び別表第二<br>(別表第二における情報提供の根拠)第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子保健による健康診査」が含まれる項(69-2の項)<br>(別表第二における情報照会の根拠)第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「母子保健法による保健指導」が含まれる項(69-2の項)  |
| <b>7. 評価実施機関における担当部署</b>          |  |
| ①部署                               | 札幌市保健福祉局健康企画課  |
| ②所属長の役職名                          | 地域保健・母子保健担当課長  |
| <b>8. 他の評価実施機関</b>                |  |
| -                                 |  |